

令和 4 年（2022 年）3 月 1 日

生活保護法指定施術者 様

豊中市福祉事務所

開設者でない施術者の指定権者変更について（お知らせ）

平素より本市生活保護行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、現在生活保護法（中国残留邦人等支援法を含む）の指定業務は、施術所の所在地の自治体が担当して参りましたが、令和 4 年 4 月から、開設者※でない施術者については、施術者の住所地の自治体が担当することとなりましたのでお知らせいたします。

※法人開設の場合、本人が法人代表であっても開設者の扱いにはなりません。

これまでに豊中市（平成 24 年 3 月までは大阪府）にて指定を受けている施術者の指定効力は継続しますので、**現時点でお手続きいただくことはありません**。今後届出事由に変更が生じた場合は以下の表を参考にお手続きください。

住所地	発生事項	届け出先・事項
豊中市	豊中市の施術所を退職	豊中市へ廃止届
	氏名及び生年月日の変更	豊中市へ変更届
	住所地の変更（豊中市→豊中市）	豊中市へ変更届
	住所地の変更（豊中市→他市）	豊中市へ廃止届 新住所地へ新規申請
豊中市以外	豊中市の施術所を退職	豊中市へ廃止届
	氏名及び生年月日の変更	豊中市へ廃止届 住所地へ新規申請
	住所地の変更（他市→他市）	豊中市へ廃止届 新住所地へ新規申請
	住所地の変更（他市→豊中市）	豊中市に変更届